

令和5年6月1日 14時00分

近畿地方整備局

### 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社ケイエス

期間: 令和5年6月1日から令和5年8月31日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

#### 2. 指名停止措置の理由

株式会社ケイエスが契約内容の履行の求めに応じなかったため、当局発注工事が契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

令和5年6月1日  
近畿地方整備局

## 株式会社ケイエスに対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

紀南河川国道事務所発注の「国道42号田辺管内区画線設置工事」の受注者である株式会社ケイエスが、契約内容の履行の求めに応じなかったため、当局発注工事が契約解除に至った。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社ケイエスが契約内容の履行の求めに応じなかったため、当局発注工事が契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ケイエス

滋賀県草津市青地町714-2

代表取締役 山元 江里

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年6月1日から令和5年8月31日まで(3ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

令和5年6月1日  
近畿地方整備局

## 株式会社ケイエスに対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

紀南河川国道事務所発注の「国道42号田辺管内交通安全対策他工事」の受注者である株式会社ケイエスが、契約内容の履行の求めに応じなかったため、当局発注工事が契約解除に至った。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社ケイエスが契約内容の履行の求めに応じなかったため、当局発注工事が契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ケイエス

滋賀県草津市青地町714-2

代表取締役 山元 江里

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年6月1日から令和5年8月31日まで(3ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。